別表4

日常生活用具給付費用負担基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 世帯収入状況 | 自己負担率 | 上限負担額 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | なし | ／ |
| 低所得 | 市民税非課税世帯 | なし | ／ |
| 市民税課税世帯(均等割のみ課税) | 0.5割 | 15,000円 |
| 中間所得1 | 市民税課税世帯 | 市民税(所得割)8,000円未満 | 1割 | 24,600円 |
| 中間所得2 | 市民税(所得割)8,000円以上20,000円未満 | 2割 |
| 中間所得3 | 市民税(所得割)20,000円以上33,000円未満 | 3割 |
| 中間所得4 | 市民税(所得割)33,000円以上335,000円未満 | 4割 |
| 一定所得以上1 | 市民税(所得割)335,000円以上460,000円未満 | 5割 | 37,200円 |
| 一定所得以上2 | 市民税(所得割)460,000円以上 | 全額 | ／ |

(注)

1　利用者負担上限額については、個々の申請者毎に認定する。

2　4月から6月までの間における給付申請にかかる世帯階層区分の認定にあたっては、前年度分の課税状況によることとする。